



10月1日「法の日」記者会見

島田 仁郎	最高裁長官
大谷 剛彦	最高裁事務総長
平山 正剛	日弁連会長
但木 敬一	検事総長

2007年10月1日

裁判員制度は2009年5月までに実施される。1年半と迫った10月1日の「法の日」に、島田最高裁長官と、裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者のトップが一堂に会し、初めて共同会見を行った。まず島田最高裁長官が国民へのメッセージを発表、続いて、法曹三者代表がそれぞれの立場から裁判員制度導入の意義を訴えた。

© 日本記者クラブ

石村英二郎副理事長（司会 NHK理事・放送総局副総局長） きょう10月1日は「法の日」でございます。きょうから始まる「法の日」週間を法曹界三者は、裁判員制度広報集中期間として、全国各地で裁判員制度に関する多様なイベントを予定されております。この会見もその一環として行うものです。

きょうの進行について、説明いたします。まず最初に、司法の長である島田仁郎最高裁長官から国民へ向けたメッセージを述べていただきます。島田長官は、所用のため、その後、退席をされる予定です。

続きまして、法曹三者の代表のコメントがあります。大谷剛彦最高裁事務総長、平山正剛日弁連会長、但木敬一検事総長の順でお願いしたいと思います。

その後、会場の皆さんとの質疑応答を予定しております。

ところで、最高裁長官、法曹三者の代表が一堂にそろって会見するのは、これが初めてではないかと思えます。写真撮影をここで、四人の皆さんがおそろいのところでやりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

（写真撮影）

それでは、島田最高裁長官から国民へ向けたメッセージをお願いいたします。

< 島田仁郎 最高裁判所長官 >

本日は、日本記者クラブに私たち法曹三者をお招きいただき、国民の皆さまに話しかける機会を与えていただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

毎年10月1日は「法の日」とされており、この日を含む「法の日」週間には、各地で、法や裁判にちなんだ様々な行事が行われてい

ます。今年もまた「法の日」を迎えることになりました。

すでに国民の多くの方がご存知のとおり、平成21年5月までに、裁判員裁判が実施されることになっています。これは、国民の皆さまに裁判員として刑事裁判の手續に参加していただき、裁判官とともに事件を審理し判決を下すというものであり、これまでの刑事裁判のやり方を大きく変えるものであります。

そこで、この機会に、司法の代表の立場にある者として、私からまず、裁判員裁判について、その意義を中心に国民の皆さまにお話しをさせていただきたいと思えます。

新聞やテレビなどで刑事裁判のニュースが報道されることが少なくありません。関心を持っておられる方も多いと思えます。しかし、実際の刑事裁判がどのように行われるのかご存知の方は少ないのではないのでしょうか。改めてご説明するまでもありませんが、刑事裁判は、中立公正な立場の裁判官が、犯罪を犯したとして起訴された被告人について、法律に定められた厳格な手續に従って審理をおこない、証拠に基づいて、犯罪を犯したかどうか、つまり有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には適切な刑罰を決め、判決を言い渡すというものであります。有罪が確定するまでは被告人には無罪の推定が及ぶとするのが、近代法の基本原則であり、刑事裁判は、こうした被告人の人権を守りつつ、事件の真相を明らかにし、適正な刑罰権を行使するために、司法に託された重要な任務のひとつということができましよう。

ところで、刑事裁判は、どの国でも行われていますが、その具体的な姿は様々です。司法制度とその運用の実際は、優れてその国の歴史や文化の所産であって、その時代時代の国民の意識や社会の有り様といったものが色

濃く反映されるものであるからです。我が国では、戦後刑事裁判制度の大改革が行われ、現在に至るまで、裁判官、検察官、弁護士という法律専門家のみによって刑事裁判が運営されてきました。

真実を解明するために、検察官、弁護士は当事者の立場で、また、裁判官は判断者の立場で、それぞれ努力を重ねてきましたが、ともすれば犯罪の前後に及ぶ詳細な事実を究明しようとして、証拠が分厚い調書を含む膨大なものとなりがちで、そのために、審理が長期間に及ぶことになったり、また、精緻さを追求めるあまり法律専門家にしか理解できないような議論がおこなわれるといった状況が見られるようになりました。

時に、刑事裁判が、国民に理解できない遠い存在になってしまっているという厳しい指摘を受けることもありました。司法は、それがいかに少数者であろうとも、法によってその人に認められた権利を擁護しなければなりませんので、その役割は、自ずから、多数決原理の支配する政治部門とは異なります。司法権の独立が憲法上重要な価値と位置づけられている所以でもあります。しかし、そうであっても、司法も、日本国憲法の定める国民主権の下で営まれる国家作用である以上、国民の信頼と支持を得なければ成り立たないことはいうまでもありません。したがって、刑事裁判が、国民から縁遠くなり、それがゆえに国民の理解と信頼が薄らいでいくようなことにでもなれば、まことに憂慮すべき事態といわなければなりません。

こうした状況の中、内閣に設置された司法制度改革審議会において、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する必要性が論議され、国民の司法参加として、刑事訴訟手続に広く一般の国民が、裁判官とともに責任

を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与する新たな制度を導入すべきであるとの提言がされました。

それを受けて、内閣の司法制度改革推進本部において具体的な制度設計とその実施のための法案が作成され、国会の審議を経て、平成16年5月、ほぼ全会一致で裁判員法(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」)が制定されました。司法制度改革審議会の意見書には、「国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる」と記述されています。

裁判員法は、こうした考え方が刑事裁判の分野で結実し、国民の代表である国会の意思として表明されたものと考えられます。私たち司法に携わる者は、これを真摯に受け止め、裁判員制度が、国民の司法に対する理解と信頼を深める上で重要な意義を有するものであることに思いを致し、爾来、法律専門家ではない国民が裁判員として参加し、裁判官と協働して裁判をすることが無理なくできるようにするためにはどのようにすればよいのかという観点から、新たな刑事裁判のあり方の研究を進め、その円滑な実施に向けて準備に全力を傾けてまいりました。

法律成立から施行までの5年の準備期間のうち、3年半ほどが既に経過し、残すところおよそ1年半となりました。裁判員制度は、幅広い国民の参加を得なければ成り立ちませ

ん。しかし、この時点においても、参加に消極的な意向の方が少なくないのが現状です。

全く新しい制度であるだけに、国民の皆さまが不安や戸惑いを感じられるのは無理からぬところがあると思います。「自分に人の運命を左右するような裁判ができるだろうか」「法律のことは何も知らないが、役目を果たせるだろうか」などと思い悩んでいる方もおられるのではないのでしょうか。私は、そのようにお感じになられるのは、刑事裁判の重要性をよく認識し、真摯に裁判員の職務を受け止めておられるがゆえのことであって、むしろ大変有難いことだと思います。もちろん、おひと方に重荷を全部背負っていただくのではありません。裁判官3人と裁判員6人が一体となって事件に取り組み、お互いに自由に意見を交換することにより正しい結論に到達するのがこの制度の眼目です。

さまざまな経験をお持ちの裁判員の皆さまの意見が加わることによって、刑事裁判に国民の感覚と良識がより反映されるものと期待されているのです。法律のことは必要に応じて裁判官から説明します。裁判員の皆さまには、検察官が主張する犯罪事実が果たして証明されたかどうか、それが肯定される場合どのような刑が相当か、について、率直な意見を述べていただければよいので、全くご心配には及びません。

なお、多くの国民は仕事を持ち、あるいは、様々な社会活動を行っておられるわけで、裁判員の職務を果たすことが、相当の負担をお掛けする結果になるのは否定できないところです。国民の皆さまは選挙を通じて直接国政に関与されています。今回新たに裁判員の職務を通じて司法の活動にも直接参加していただく機会ができたのです。もし裁判員に選ばれたなら、是非仕事との折り合いをつけて、

貴重な機会を活かしていただきたいと思いません。併せて、この機会に、従業員を雇用されている企業の方々にも、従業員が裁判員としての職務を果たすことについてご理解をいただき、積極的に送り出していただけるようお願いいたします。もとより、私たち法曹三者は、できる限り裁判員の負担を軽くし、また、裁判員の方々に理解していただけるような分かりやすい審理を実現しなければなりません。そのため、目下、模擬裁判を実施したり、研究会を催したりして、知恵を絞っているところです。

司法への国民参加の先輩格として、私たちは、これまで検察審査会制度を運営してまいりました。選挙人名簿からくじで選ばれた検察審査員が、検察官の不起訴処分の適否を審査するこの制度は、昭和23年に発足以来ほぼ60年の歴史がありますが、着実に歩みを進めているとの評価を得ております。また、検察審査員として参加された方々は、一様に、有意義な職務に従事することができ、よい経験ができたとの感想を述べておられます。

こうした経験を踏まえると、これから始まる裁判員制度も、私たち法曹三者の工夫と努力に加えて、国民の皆さま方の積極的な参加を得ることで、必ずや立派な成果を挙げていくものと信じています。裁判員制度の実施まで残された期間は僅かではありますが、円滑な実施に向けて、その準備に全力を尽くす所存ですので、国民の皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。メディアの方々におかれましても、裁判員制度の意義をご理解いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<大谷剛彦 最高裁事務総長>

最高裁事務総長の皆様でございます。きょうは、このような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

私、裁判官としては主に刑事裁判を担当しております。昨年の6月からこの事務総長という職にございます。

裁判員制度の実施でございますけれども、あと1年半後、すでにカウントダウンに入っているといっても言い過ぎではないかと思っております。この制度の導入の経過とか、あるいはその意義については、いま島田長官が述べられたとおりでございますけれども、裁判所はこの刑事裁判を主催するという立場にございますので、その立場からこの制度をどのように受け入れ、運用していこうと考えているのか、そのためにどのような準備に取り組んでいるのか、ということ若干つけ加えてコメントさせていただきたいと思っております。

これまで刑事裁判は専門家である職業裁判官だけが判断者とされてまいりました。これに非専門家である裁判員が参加して、裁判官と協働して審議に臨み判断をするということになりますと、司法と国民の距離が一気に縮まります。参加する裁判員は、刑事裁判がどのように行われるかを実際に経験することになります。犯罪と直接に向き合い、捜査、裁判、刑罰、処遇という、刑事司法全体について考えていただける、そういう契機にもなります。

裁判員の理解のために、審理はわかりやすいものになりますし、集中的に行われるということになります。判断は裁判員の意見が反映されるということで、厚みのあるものになります。国民一般にも刑事裁判がわかりやすく、理解しやすいものになりますし、司法にとっても、国民の理解と信頼のもとになる説

明の責任というものを果たすことになります。

このように、裁判員制度は刑事裁判に大きな影響を与える画期的な制度だと受けとめております。ただ、この制度が所期の効果を上げるには、解決しなければならないいくつかの問題もございます。

まず第一が、裁判員が実質的に参加できる、そういう制度でなければならない。そのためには、事件の争点が明確にされ、わかりやすく集中できる審理、またフランクで理解を深め合う評議というものが必要になります。そのあり方について、これまで法曹三者で、200回以上模擬裁判を積み重ね、また研究会を持つなどいたしまして検討してまいりました。

書面証拠の重視にかえまして、公判中心の口頭主義、直接主義の審理、いわゆる目でみて、耳で聞いてわかる審理の徹底。また、争点や証拠を十分整理して、事案の核心に焦点を絞った審理の必要性。こういうものについては、もう共通の認識になってきております。

裁判員と裁判官のコミュニケーションの必要性も強く認識されておりまして、裁判官の意識改革ということも求められております。もちろん、刑事裁判でございますので、被告人の防御権への配慮、あるいは事案の真相解明の要請にも配慮する必要があります。十分な準備に基づく活発で密度の濃い、そういう公判活動が不可欠と考えられております。これからはいろいろな事件を素材にいたしまして、実践的な検討を続けてまいります。

もう一点は、広い層の国民に参加していただくという必要がございます。先ほど、長官の談話にもございましたように、国民が参加に不安を覚え、あるいは負担を感じるのは、無理からぬところかと思っております。有罪、無罪の刑を決める重い役目を果たせるだろうか

か、あるいは裁判官の前で自分の思った意見がいえるだろうか、というような心理的な不安というものは多分ございますでしょう。

法律や裁判の仕組み、これについては、必要に応じて裁判官が丁寧に、また、わかりやすく説明をいたします。裁判員の役割は、法廷で直接見聞きした証拠に基づいて、検察官の主張する犯罪事実が証明されたかどうか、その点について意見を述べていただくというのが中心でございます。けれども、その前提として、証人の証言、証人のいっていることがどこまで本当なのか、どこまで信用できるのか、ということについて判断をしていただく必要がございます。この点については、法律に通じてない裁判員の方でも、日常の知識、経験を生かして、裁判官と対等に議論することは十分可能だろうと思います。

また、有罪になった場合に、どういう刑にするか、これは非常に難しい点でございます。けれども、この点についても一応法律で刑の幅が定められておりますし、必要に応じて、これまでどのような刑が科されてきたかという点について、あくまで参考でございますけれども、参考となる資料などの提供も考えられております。そのうえで、その具体的な事件についてはどのような刑にするのが相当かということ、思うように意見を述べていただくということになります。

裁判官は、評議の席では、裁判員の方全員が自分の意見をいいやすく、また意見交換が十分尽くせるように配慮いたします。ご心配には及ばないので、ぜひ一度参加していただきたいと思っております。思い悩むことはなかったといえるような、そしてまた、得がたい経験をしたという達成感、充実感を抱いてもらえるような、そういう裁判を準備してまいります。

いろいろな経済的な負担、これももちろんあるわけでございます。この点については、新聞でも報道していただいておりますが、差し支えのある事情について、地域とか、あるいは職種、役職ごとに、いま生活の実態調査をしております。企業などに休暇制度のお願いにも回っております。この半年で1500社以上回らせていただいております。

ことしの6月に、こういう点に配慮をする選任手続に関する規則も制定いたしました。いま、模擬の選任手続なども行っておりますが、広く国民の参加を得るということと、一方、国民の参加への負担ということを考慮して、さまざまな事情に基づく辞退の申し立てに対して、どうしたら適切な判断ができるか、その判断のあり方について、引き続き検討しているというところでございます。

裁判員制度の導入に当たりましては、いろいろな議論がございましたが、裁判所は導入が決まった以上、その趣旨に沿った、できる限りよい制度に育て上げていきたいと考えております。どうぞ、プレスの方々にも格段のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

<平山正剛 日弁連会長>

日弁連会長の平山でございます。本日は、日本記者クラブにお招きいただきまして、国民の皆さまにお話しできる機会を与えていただきましたことに、心から感謝を申しあげます。

「法の日」はご案内のように、昭和3年、1928年の10月1日に、権力の不当行使を防止する立場から陪審法が施行されたことに由来しております。陪審法は、昭和18年、1943年に執行停止されています。実は、

まだ法律としては廃止ではなく、停止されたままになっております。陪審法のもとで、陪審裁判の件数は500件に満たないものでありましたが、活発な議論がなされ、陪審員となった方々は、非常に熱心に、かつ真摯に討論していただいたことが記録されております。70年前にすでに日本人のまじめさ、熱心さは証明されているわけであります。現代の日本人に裁判員裁判ができないわけではないというふうに考えております。

先ほど、最高裁長官、いま事務総長のお話ありがとうございました。そのことにつきましては、全く異議がありません。私はここで、別の角度から、裁判員制度がどうして必要なのかということについて申し上げてみたいと思いません。

裁判員制度を導入する意義につきましては、私としては、裁判員制度は私たちの権利や自由を自分たちの手で守るという、非常に裁判員制度の積極的な意義があるということ強調させていただきたいと思いません。

刑罰を科すということは、国家権力が最も強力に我々の自由を拘束する局面でありまして、自由を拘束する国権の発動の中で最も強力なものであります。本当に犯罪を行った者には、それ相応の刑罰が科せられるのは、法治国家として当然のことであります。しかし、もし無実の罪で刑罰が科せられ、不当に自由や権利を奪われてしまうことがあったら、それは最も深刻な人権侵害であります。その人の一生に影響を及ぼすわけであります。冤罪は起きてはならない悲劇であります。だからこそ、本当にその人がその犯罪を行ったかどうか、間違いはないかどうかは、慎重に判断されなければなりません。まさに刑事裁判はそのためにあるわけであります。

国家の体制によりましては、権力の不当行

使が常にあるわけであります。戦前のこととか、あるいはいまでも民主社会でない国家における権力の行使等を、我々がかんがみまますと、常にそういう危険はあるというふうに考えるわけであります。このような刑事裁判の存在理由に照らしてみまますと、市民の自由が不当に奪われることがない判断をする刑事裁判の場に、市民自身が参加していること、そして、さまざまな経験や知識を持った市民が多角的な視点から判断することが、極めて大切であることをおわかりいただけたらと思いません。

いつも私は申し上げておりますけれども、アメリカでは例の有名なマイケル・ジャクソン事件の裁判の際に、メルビル判事が陪審員に向かって、このような発言をしております。「陪審員を務める義務は、自由を保障するためのコストなのです。負担なのです」と。我々としては、真摯にこの言葉を受けとめておく必要があるのではないか。

いま、我々は新憲法のもとに自由な社会、民主社会でありますから、そういう危惧はいらぬよ、ということもあるいはいえるかもしれませんが、けれども、いつ、どういう事態になるかわからない。やはり我々は、いつも市民が刑事裁判の中において、不当な権力行使等がないようにやっていくということは、我が国の自由な社会、民主社会を成熟させ、今後も堅持していくために、はかり知れない大切さを持っているのではないかというふうに思いません。このことをまず皆さまにご理解をたまわりたい、こういうふうに思うわけであります。

また、先ほどのお話にもございましたけれども、司法権は立法、行政と並んで国の三権の一つであります。しかし、これまで三権のうち司法権は、他の立法、行政とは違いまし

て、国民の皆さまから縁遠い、はるか聖域で、しかし、立派に裁判官の努力でやってきていただきましたけれども、しかし、聖域にあること、遠いところにあることは事実でありました。

裁判員制度が始まりましたら、裁判に直接国民が加わることになりますので、三権がすべて国民主権のもとに入るわけです。我々は、いままで縁遠かった司法権の行使の場面に、国民が直接加わることの意義をやはりしっかり踏まえなければならぬであろう、というふうに考えております。

裁判員制度は、国民の義務がふえるだけだという考え方でなくて、司法への参加という面からみれば、主権者である国民の権利が拡張されるというふうに考えるべきだと思います。そういう意味で、我が国の民主主義がしっかり根づいていくためにも、極めて重要であるというふうに考えております。

ところで、裁判員の具体的役割でございますが、裁判員制度については、私がいろんな方にお目にかかってお話をいたしますと、人を裁くのは荷が重い、自分に真相解明などできるわけがない、暇もないよ、というようなことをおっしゃられることがあります。しかし、私が裁判員の役目についてご説明いたしますと、最初は不安でおられた方も、それならば私もできる、自分の経験や考え方を生かすことができるでしょう、こういうふうに変わっていただけます。

どういうことかといいますと、決して刑事裁判は神の前の真実を明かすことではないんですね。検察官が、これは犯罪だということで起訴状をお出しになる。証明される。そのことに、少しおかしいなという疑問を呈していただければいいわけでありまして。なるほど、おっしゃるとおりだ、証明もできている、納

得できるということであれば、それはそれでその判断は生きるわけでありまして。おかしいよということであれば、それは検察官の証明がまだできてないということであり、無罪ということになるわけでありまして。そういう判断をお願いするわけでありまして。

神様になって真実を発見してくださいということではないのです。素人でもできる。常識ある皆さまには必ずできるというふうに考えております。

そういう意味からいきまして、ぜひご参加いただきたいというふうに申しますと、わかりました、やりましょう、こういうことをいっていただけるようにどんどんなっていっております。必ず私はこの裁判員制度は皆さまのご理解が得られれば成功するというふうに考えております。

先進国の中でも、G8はこういう制度を全部採用しております。そういうところでも、人種の対立がある、宗教の対立がある、階級の対立がある、教育の普及程度の問題もある、それでもそういう中でみんな成功している。日本は、先ほどの話にもありましたように、そうした問題が少ないだけでなく、検察審査会は成功しているわけでありまして。そういうことにかんがみますと、私はみなさんにやっていただければ必ず成功するというふうに考えております。

しかし、我々は、裁判員裁判へはきちっとした準備をする必要があると考えております。まず一つは、取り調べの全過程の可視化、録画化、こういうことが必要だと思っております。

これまでの裁判は長くかかりました。何年もかかりました。どこに問題があったかといいますと、捜査段階で調書がとられます、その調書が自分が任意でやったものではないん

だという争いになる。そのために、長い裁判をしなければいけないという状態にありました。裁判員裁判では、そういう長い時間をかけることはできません。3日あるいは長くても1週間以内には終えるということでない、職業を持っておられる皆さまにご協力をお願いすることは難しい。

そういうこともございますので、捜査の全過程を明瞭にしておけば、むだな争いをする必要がないわけであります。ほとんどの裁判は非常に早く終わることができるだろうというふうに思われます。そういう意味で、ぜひこの方向で我々が検討し、全力を挙げなければいけないというふうに考えております。

2つ目は、弁護士の取り組みであります。我々の準備であります。いま、最高裁の事務総長のお話にありましたように、最高裁判所はものすごい力を入れられまして、この成功へ向けて準備にかかっておられる。検察庁もそうです。後ほど、検事総長がお話しになると思いますが、全力投球されております。弁護士会は、最も早くからこの制度の導入を主張してまいりましたけれども、もしかすると、準備がおくれているかなという気がいたしております。これからの残り時間を全力で、我々はこの裁判員裁判に耐えられるような弁護方法を研修していかなければいけないと考えております。実は、本日、10月1日をもちまして、日弁連はテレビ会議を利用した全国ネットで研修のできる方法を打ち立てました。

どこにいても、弁護士会で全国ネットで研修ができる。毎日でもできる。1週間1回でもできる。月1回でもできるという体制を整えました。これによって裁判員の皆さま方に、この裁判の実態はこうなんだ、ということをよくわかりいただけるような弁護方法をとっていかねばいけない。

従前のような方法でやっては、裁判員をお務めいただく方にわかりにくいかもしれない。どうしたらわかっていただけるかということの研修をやりまして、弁護士会が、弁護士が足りないから、あるいは弁護士が力不足であるから、裁判員制度はだめだったんだということのないように、全力を投球しています。いろんな体制を整え、いまのような研修方法も本日採用したわけであります。ぜひ、これも報道していただきたい。

いずれにいたしましても、歴史に残る大改革であります。今時の司法改革の中で、おそらく100年後の歴史家が、あのときに日本では裁判員裁判が導入されて、司法の中に市民、国民が入ったことが自由主義社会、民主主義社会をずうっと継続でき、発展できたんだ、という評価をいただけるものだというふうに思っております。

もちろん、裁判そのものが、日々の裁判が適正な裁判であり、そしてみんなが納得できる裁判であるということが第一義であります。しかし、その背景といたしましては、やはりそういう我が国の自由主義社会、民主主義社会を充実、発展させ、守っていくという意味でも、深い意義があるということをお訴えいたしまして、私のあいさつにしたいと思いません。

<但木敬一 検事総長>

実施まであと1年半に迫りました裁判員裁判について、ぜひ皆さま方のご理解、ご協力を得たいと思っておりましたところ、こういう機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

つい先日ですが、たしか平塚市だと思いましたが、平塚市が鎌倉市を訴えて民事請求を起

こすという記事が出ておりました。まだ起こしたではなくて、起こす予定であるという段階であったと思うんですが、いずれにしても、地方自治体が地方自治体を訴えるということは極めて珍しいことだろうと思います。いままでだったら、おそらく県か国かの仲介のもとに、それなりの解決をみたと思うんですが、そういう問題についても、これから裁判所に提起されるという時代になったなと思っておられます。

有名な話としては、「犬も食わない夫婦げんか」という言い方がありますがけれども、これもすでに、皆さん、ご存じのとおりDV法では立派に裁判の対象になるわけでございます。それから、昔は夜逃げで済んでいた自分の破産につきましても、もうすでに国民が普通のこととして自己破産宣告を受ける手続をとっている。バブルの崩壊後どんどんふえまして、20数万件まで行きましたけれども、いまは落ちついて、16万数千件、これだけ年間起きております。このように、個人生活においても法化社会というのが深くなってきているということでもあります。

また、ニッポン放送対ライブドアというような事件がございましたし、つい先だってはスティール・パートナーズとブルドックス事件というのが起きました。双方とも徹底的に法廷闘争をいたしました。結果は、ご案内のとおり一審、二審、三審、ブルドックス側が勝ちました。企業はすでに非常に深い法化社会の中にあります。常に企業活動というのは、やがて裁判所に持ち込まれるかもしれないということを前提にしてその準備をしなければならない、そういう時代に入ってきていると思います。

国民と司法の距離はすでにこれだけ近くなっているわけでもあります。しかしながら、

他方では、国は議院内閣制ですが、議員には選挙があります。地方自治体につきましても、首長、それから議会の選挙があります。いずれにしても、行政、立法につきましても、選挙というものによって民意が反映されることになっております。仮に為政者が大きな過ちを犯せば、次の選挙のときはその権力はなくなってしまうという形で、民主主義が貫かれるわけでもあります。

にもかかわらず、司法につきましても、そのような制度がいままで何もないわけでありまして。調停委員制度とか、検察審査会制度とか、そういうものはあったわけでありまして、裁判本体についてはない。もちろん、最高裁の個々の裁判官に対する国民審査というのはございますが、これは裁判に対する批判というのとは全く違うものであります。

そういう意味で、大きな流れとして、日本の司法の中に民意を取り入れていかなければならないということについては、止めることはできない。何かの方法で民意を入れるということは、日本の司法にとって必要なことでもあります。

刑事裁判は、これまで裁判官と検事という極めて廉潔な人たちによって適正に行われてきた。それもまた本当であります。国民の多くの方は、お上に任せていけばいいじゃないかというふうに思ってきたし、また、現在も相当の人がそれでいいじゃないかと思っておられると思います。しかし、それがいつまでももつものではない。

それはなぜかといいますと、プロというのは、プロというものの避けがたい限界がございます。オウム裁判をみてお気づきだと思いますけれども、オウム裁判は随分長い年月がかかりました。しかし、法曹三者は自分たちはまじめに、本当にまじめにこの事件を起

訴し、公判をやり、判決に至ったんだというふうに思っております。しかし、これを国民の立場からみたら、何であんな事件にそんなに時間がかかるのか、というふうにみるのがたぶんできる。というよりは、そういう意見の方のほうが多いんじゃないかと思えます。

昨今、被害者の問題というのが非常に大きく取り上げられるようになりました。その方たちは、自分たち被害者の意見が刑事裁判に反映されていないということを痛烈な悲鳴のような形でおっしゃいます。被害者支援法というのは、極めて強い形ですでに制定されてきております。

プロだけが、これでいいのだと思って裁判を続けると、国民や、あるいは被害者の心が裁判からどんどん離れていく、という現象が生まれてくるわけでありまして。司法は、そうした国民、被害者を含めた国民の意思というものをそれなりに反映したものにならなければならぬ、と思えます。

それは、半面、裁判所とか裁判官、検察庁とか検察官、あるいは弁護士もそうですけれども、そういう法律に携わる人間が常に国民の視点、視座を意識して仕事をやらなければならないということです。国民に対する説得力ということを常に考えながら検察権を行使し、司法権を行使しなければならない。そういう責務を意識させる意味でも、この裁判員制度というのは極めて画期的な意義があると考えなければならないと思えます。

もちろん、この裁判員制度によっていろいろな要請が出てまいります。いままではプロを相手ですから、我々は膨大な証拠を積み上げて、後は裁判官、ちゃんと読んでくれるということで、立証活動をやっておりました。しかし、裁判員裁判になれば、そんなことは許されないわけでありまして。

したがって、公判前整理手続において争点を絞り込み、立証事項を限定し、さらに立証の方法を裁判員からみてわかりやすいものにならなければならない。そういう責務が検察には生まれてまいります。そのために、我々は例えば検証調書であるとか実況見分調書についても警察と協議しながら、どうやったら裁判員の人たちが理解してもらえるだろうかというような検討を、いま、しているところであります。

調書につきましても、これまでのように冗長な調書ではなくて、まさに必要なところをきちっととるということでどうやったらいいか、という検討をしております。さらに、調書につきまして、一枚一枚供述者に読んでもらって、そのたびに各ページに印を押してもらうというようなことで、その調書というものの作成について争いがないように、というような制度も実施しております。

また弁護士との接見をできるだけふやすための措置も講じており、取調べの適正確保をさらに図ろうというふうに考えております。

さらに、裁判員の人たちが調書の信用性、任意性の判断をできるだけ早く自信を持ってできるように、我々としてはいろいろな手段を講じなければならないと思っております。その一つの方法として、取調べの録音・録画という方法を、いま、試行しております。すでに8月末現在で全国で66件、録音・録画をいたしました。そのうちの数件については公判廷に提出されております。

我々は、この裁判員制度というのが、司法が向かうべき道であるというふうに考えて、できるだけ準備をしていかなければならないと思っております。

最後に、この制度は、国民の皆さんが理解し、進んで参加してくれなければ、到底維持

できるものではありません。そういう意味で、法曹三者は手を携えて、この制度についての理解をいただけるよう国民の方々に訴えてまいるつもりでございます。

< 質疑応答 >

天野勝文（毎日出身） たまたまですが、きょうの朝日新聞の社説に裁判員制度に備えてというのがありました。私は毎日新聞の出身ですから、朝日新聞には関係ありませんが、これに基づいて、検事総長に2点、それから最高裁事務総長に1点うかがいます。それから、日弁連会長には、数日前に最高裁の参事官がマスコミ倫懇というところで、事件報道に関して配慮を求めるという6項目のガイドラインみたいなものを示しましたが、それについてのコメントを求めたいと思います。

まず、検事総長への質問です。朝日新聞の社説には、こう書いてあります。裁判の始まる前に証拠の一覧表を示し、手のうちをすべて明らかにすることも必要だ、と。これについてどうお考えか。第2点、自白調書の争いをなくすためにということで、先ほど日弁連の会長から取り調べ過程の可視化ということがありました。検事総長からも、いま試行段階としてやっているということでしたが、朝日新聞の社説は、裁判員制度の始まりまでに全面的に録画を実施すべきだと書いておりますが、この点についていかがお考えか。

この朝日の社説は最高裁に提案したいということで、これまでの冤罪の事例を集め、冊子にして裁判員にあらかじめ配ってほしい、と書いています。誤判に至った原因を解き明かし、わかりやすいものにするようになるだろうという提言があります。これについてど

うお考えか、というのが最高裁事務総長に対する質問であります。

日弁連会長に対しては、先ほど申しあげましたように、9月下旬に福井で行われたマスコミ倫理懇談会の席上で、最高裁の刑事局の参事官が、事件報道に当たってこういう点に問題があるということで、容疑者が自白していることやその内容については配慮を求めるということで、6項目の具体的な指摘をされています。この点について、日弁連の立場として、どういうふうにとめられているか。

但木検事総長 2点とも非常に大きな問題でありますので、若干お時間をいただくことになろうかと思えます。

まず最初の質問は、公判に先立って、すべての証拠についての開示あるいは一覧表の提示をすべきではないか、というお考えであります。今度の改正によりまして、手持ち証拠の開示というのは大きく進みまして、おっしゃるほどの違いはないように思います。ただ、捜査というのは非常に広い範囲で行われます。場合によっては、全く関係のない人のプライバシーにかかわるようなものもたくさんございまして、やはりそれなりの限界はあるのかなと思います。けれども、趣旨はよくわかりますので、今後、検察のほうはできるだけオープンな形で開示を進めてまいりたいというふうに思っております。

第2点のいわゆる可視化問題でございます。これについては、皆さん方の中にも、それがいいじゃないかとお考えの方は随分おられると思います。そのお考えもよくわかります。ただ、本当に根本的に考えていただきたいんですが、日本の刑事訴訟法というのは、実は人間というのは良心があって、良心に従って自分の罪を認めて、潔くすべての事実を

白日のもとにさらすんだ、ということを根底に持っている法律であります。したがって、利益取引というようなものは厳に慎まなければならない。

それから、権力のサイドが使ういろいろな手法のうちに、どうもそれは好ましくないなというものは、みんな禁止あるいは厳しく制限しているわけですね。おとり捜査もそうですし、潜入捜査もそうであります。それから、通信傍受にしても、アメリカの通信傍受と日本の通信傍受というのは要件や範囲が全く違います。テロの問題が起きたからということもありますけれども、アメリカでもヨーロッパでも、無令状による逮捕、捜索というのがすでに認められているわけでございます。しかし、日本の場合はそういうようなことは一切認めない。つまり、官の側はきちっと襟を正して謙抑的にやれ、と。そして、すべての人は良心に従って行動せよ。これが日本の刑事訴訟法です。

そういう中では、供述証拠の重要性というのは否定すべくもないんですね。例えば暴力団の事件が起きたとして、現実的にピストルを発射した子分がいるとします。そのときに、一体、それが親分の命令によるというのにはどういう客観的証拠があるのか。別に書面を交わすわけでもありません。何もありません。せめて電話の傍受ができればいいんですけれども、電話も殺人予備が成立していないと通信傍受はできません。そういう中で、結局、親分と結びつけるのは供述証拠以外ないんですね。

あるいは普通の殺人事件でも、死体はかなり遠方まで運ばれて山の中に投棄されちゃう。そうすると、その死体を見つけるのは至難のわざです。自白によって初めてその死体が出てくるんですね。ですから、日本の刑事訴訟

法における供述証拠の重要性というのは極めて大きい。

もう一つは、日本国民の性癖があるんですね。それは、日本国民は裁判において真実が出なければいけないだと思っているんですね。訴訟的真実というのでは、日本の国民というのは納得しないんですね。真実は何か。真実、それが犯人であれば、罰しなければいけない。真実、それが無実の人であれば罰してはならない。これが日本人の考え方であります。

こういう考え方をする場合に、なかなか司法取引というものとはなじめないところがある。ですから、日本の中で、果たして司法取引の分野がどれだけ広がっていいのか。司法取引の分野が広がっていけば、供述証拠の重要性はそれだけ少なくなってくると思いますけれども、しかし、いまの現状の中でそうはなっていないんじゃないか。

皆さん方も、犯人がつかまると、「現在、厳しく動機について追及中であります」というような報道をなさいますね。そういう報道をなさるときに、何か自分はすごく悪いことを言っているなんて思いませんか。それは、国民がそこを追及してもらいたいと思っているから、真実を知りたいと思っているからなんですね。

ですから、そういう現在の日本の国民性を考えると、なかなかここはうまくいかないところなんですよ。ただ、永遠に日本の捜査手法がいいかどうかはわかりません。司法取引等と、日本の刑事訴訟法との折り合いをどの辺でつけるかということは、将来考えなければならないテーマであろうというふうに思います。

いや、ビデオを撮ったって何も変わらないんじゃないか、という反論が皆さんからあると

思うんですね。だけれども、皆さん、マイクを突きつけられたときに、どういう反応をなさるか。いろんな人にマイクを突きつけたときには、やっぱり相手はギクッとしますね。

マイクとビデオで撮りますよ、と言われたときに、自分がそれを言ってしまったら、すごい重い刑罰がかかってくる、それがわかっていて自白することになるわけなんですよ。それから、重大犯罪というのは、だれにとっても恥ずかしいことです。言うこと自体がものすごく恥ずかしいことを言わなければならない。その一部始終の表情と声を撮られるということの嫌さ。またそれがやがて法廷で公開されるかもしれないという不安というのを、やっぱり否定するわけにはいかないだろうと思います。

それから、例えば組織的な犯罪の場合に、弁護士が組織から派遣されることが多い。そういう弁護士の前で本当のことを言えるかとか、いろんな問題がございます。供述証拠や取調べというのを捜査構造全体の中でどの程度重要視していくかというのは、非常に重大な問題だろうというふうに思います。

ただ、さはさりながら、裁判員制度が始まりますと、裁判員の方々というのは、日ごろ、そんな犯罪と向き合っているわけではありませんので、一体、供述者がどういう心境になって供述するのか、というようなことはわかっているわけではない。そうした人たちに、この調書の任意性なり信用性なりについて判断してもらわなければいけない。しかも、自信をもって判断してもらわなければいけない。

そのために我々が何かできることはないかということで、現在、任意性を立証するための一助として、録音・録画ということを考えております。現在、我々がやっているのはこういうことです。例えば警察で自白し

ている事件について送致された後で、あなたは警察でどういう調べを受けましたか、ちゃんと読んで聞かせてもらって署名したんですか、なぜ、あなたは自白したんですか、というようなことを聞いて、それを録画するというようなこともやっております。

いま、試行の最中ですので、いろんな試行をやりましますけれども、いずれにしても、そう簡単にすべて最初から最後までビデオを撮れというふうにいわれても、現在の刑事訴訟法、捜査構造を前提とする限り、そうですね、というふうにはすぐには答えられない。やはりもう少し、それならば日本の捜査構造全体を変える中で考えていく。ただし、これについて、真実は何かということを求める日本人の特性とどう折り合いをつけていくかという問題もあろうかと思えます。

大谷最高裁事務総長 きょうの朝日新聞で、冤罪事例を整理して配ったらどうか、こういうご提案が社説にございました。私も朝、拝見いたしましたして、マーカーを塗っただけで、まだ、もちろん検討しているというわけでもございません。が、まず感想めいたことを一つ二ついわせていただきます。

裁判員制度導入の意義ということを長官も先ほど述べられました。この裁判員制度は冤罪を減らすとか冤罪を防止する、こういう観点から導入されたというものではございませんで、これはもう司法制度改革の審議会の意見の経過あるいは立法の経過をご覧いただければわかると思います。これまでの司法制度は適正に運用されてきたけれども、ある意味ではわかりにくくなっている。国民の感覚とずれが生じている。時には時間的に非常に長くかかる。こういうことから、国民の理解と信頼、こういうものが薄れているとすれば

問題だということから導入された制度である、というふうに私どもは理解しております。

もう一点は、さはさりながら、冤罪がふえたりしてはなりませんし、冤罪を防止していくのは当然のことでございます。この裁判員制度においては、そこは本来的には国民の健全な常識、健全な知識、経験をもって判断をしていただくということで、冤罪の原因がどこにあるか等々について十分理解していただいたうえでのご判断ということまでは求めていないのだろうと思います。

むしろ、そこは裁判官と裁判員の協働ということで、審理、判断が行われます。どういう冤罪の原因があったかということは、裁判官の頭の中にはこれまでの例が十分入っているとしますので、そのコミュニケーションあるいは評議の中で、そういう点について十分裁判員の方にも理解していただいて、判断に至ればよろしいのではないかとともに思います。

ただ、この点については、何ともまだ、きょうの朝みただけでございますので、さらに考えさせていただきたいと思います。

平山日弁連会長 大変いい質問でございます。しかし、いまの時点では、私が大変お答えしにくい質問でもございますけれども、私は報道の自由、表現の自由は憲法上保障された大原則ですから、その原則をやっぱりしっかりしなければいけない、保っていかなければいけない、というふうにひとつ考えております。

2つ目は、この裁判員裁判は、専門家と素人が一緒になりまして判断をしていただく。素人だけの裁判ではないんですね。そういう意味で、玄人の裁判官の時代の報道と、それほど変えなければいけないかどうかという問

題があるというふうに思っております。そういう意味でも、行き過ぎた規制はしないほうがいい。

それから、3つ目は、先ほども申しあげましたけれども、日本の市民は教育程度も高いし、いざとなれば非常に信用できるというふうに私は考えているんですね。そういう意味では、それほど報道に惑わされて変な判断をされることはないんじゃないか、という期待はいたしております。

しかし、立法の過程で、この問題をどうするかということが非常に議論になりましたときに、マスコミのほうからも、「わかった。それは自主規制しよう」ということが持ち出されまして、それではお任せしよう、というふうになったというふうに私は理解をいたしております。

細かくは、そのときの議事録その他に譲り、いま申しあげることではできないのですけれども、雰囲気はそういうことであつたかなと思います。ですので、マスコミにおかれましても、ぜひ、どういう自主規制をすれば裁判員制度もうまくいくし、みずからの報道の自由も確保できるか、という立場で、この法律ができるときの皆さまの申し出を実践していただきたいなというふうに思っております。先日、最高裁の平木さんでしたかが何かおっしゃったということについて、いま、私自身はコメントをできる状態にはございませんので、そういう基本的な考え方だというふうに申しあげておきたいと思います。

菅沼堅吾（東京新聞） 捜査中の可視化というか公開の問題ですけれども、いまの話聞きまして、日弁連の考え方と検察の考え方はよくわかったんですが、最高裁の方はどう考えているのか。

私は、模擬裁判に一度参加しましたがけれども、やはり供述が変わっていますとなかなか判断しにくくて、裁判官のほうにこそ可視化といいますか、録画したほうがいいというご意見があるんじゃないかと思うんです。それを一つつかがいます。模擬裁判に出ましても一つ思ったのは、公判廷が難しく、いろんな公述とか証人調べが、メモをとっていてもなかなか覚えていられない。それで後で検証しにくいんですね。公判廷も録画とかそういう形で、後ですぐ裁判員がチェックできるといいますか、何が問題かを後ですぐわかるような、そういう方法もあっていいのかなというふうなことを思ったのですが、いかがでしょうか。

大谷最高裁事務総長 いまの録音・録画の問題、これはいわゆる自白調書の任意性とか、あるいは供述調書の特信性とか、これまでの裁判の実際というのは、その点についての立証が非常に難しいというか、資料が少ない。取調官と被疑者、これの一对一のやりとり、これに尽きるわけです。そうなりますと、その事実関係とかその評価、これが本当に両方の水かけ論になってしまう。

そこで、ほかにいろいろ資料があれば、それも出していただいて判断するんですけども、非常に時間を長く要してしまう。先ほど、検事総長がいわれましたように、これですと、とてもこれからの裁判員裁判はやっていけないだろう。裁判員にも非常に負担をかけるし、判断が難しい。その点について、やはり一つ客観的な資料が得られればということで、一部、先だつてつくられた規則にも、その点についての配慮をお願いしているわけです。

昨年7月に検察庁のほうで、試行ではありますけれども、裁判員事件について、録音・

録画を入れるということなされておられて、今年いっぱいですか、試行するということがあります。これについては、そういう観点から意義があるものというふうに考えておりますし、また、その試行の結果、どこまで行くかということについて、重大な関心を持ってみているというところでございます。

それから、もう一点の公判期日の点についても、録音・録画を入れたらいいではないか、こういうご質問でございます。これについても、この5月に改正された裁判員法で、公判廷における場면을録画する、録画できるという規定を置きました。我々としては、次の日の評議というものに備えるためにも録画する、公判廷の状況を録画するということを考えております。そのほうが評議に当たって、特に公判廷でいろいろメモをとらなければいかんとかそういうこともなくなりますので、そういうことも考えております。そのための手当てもしたということをご理解いただきたいと思います。

高畑昭久（NHK出身） きょうのお話だけを聞いた限りですが、最高裁のお二人は非常に熱心に進めようとしていらっしゃいます。間違っているかもしれませんが、弁護士連合会、それから検事総長の方は、やはり最高裁判所ほどのスピード感を持っておられないような印象を受けました。

それから専門でないので、初歩的な確認をさせていただきます。裁判員が頼まれる裁判の刑事裁判というのは、どのくらいの件数になるのでしょうか。

大谷最高裁事務総長 最高裁は、この制度導入をデューティーと思っておりますので、

懸命に、いま、それに取り組んでいるところでございます。

裁判員の対象になる事件は法律で定まっております。無期または死刑に当たる罪というのと、それから、法定合議事件、短期1年以上ですね。法定合議事件のうち故意による犯罪で、死の結果を招いているもの。傷害致死なんかこれに当たりますけれども、こういう重大事件に限られております。

全体で刑事訴訟事件は10万件ぐらいございますけれども、裁判員制度の対象になる事件というのは、年によって違いますけれども、3,100件ぐらい。いまのところ、そのぐらいが対象になるというところでございます。ほかの事件については、まだ当分は1人または3人で、裁判官だけで審理を行っていくということになっております。

但木検事総長 検察は裁判員裁判に消極ではないかというお話ですが、むしろ、検察は、いま、全国津々浦々で説明集会を開いておりまして、おそらく最終的には2万回を超すんじゃないかと思えます。逆に、裁判所がもっと来ればいいのに、どうして検察庁が来るのかといわれているくらいなんです。別に、それは裁判所が来ないのはけしからんという話じゃないんですが。検察は本気でこの裁判員制度というのを、将来、日本における非常に重要な司法の柱になるんだと思っています。ただし、私は5年とか10年とか、その定着化にはそれだけの時間がかかるだけの大きな変革だというふうに思っております。

平山日弁連会長 弁護士会は、最も早くから望んでまいりましたので、手抜きをしているというようなことはございません。ただ、

裁判所も検察庁も全力でやっておられることは私も承知いたしております。我々もこれに負けないように全力投球をしている。私もいるんなどころでお話して、きょう、お話し申しあげましたようなことを、わかっていただくことに全力を挙げております。日弁連でもこのための推進本部を持っております。全力投球でやっております。

1949年に新しい刑事訴訟法が立ち上がりましたけれども、なかなか新憲法の要請どおりにいっているのかなという疑問があったりいたしましたので、我々はすでに刑事訴訟法施行50年のときに宣言をいたしました。もっと裁判制度に陪審員とか参審とかそういうものを入れないといけないね、ということで叫び続けてまいった。それで、今回できたわけありますから、ここで我々が消極に行ったのでは、何をいっているんだ、何をしているんだ、というおしかりを世間から受けるわけあります。

ただ2009年に、いま、総長の話にもありましたけれども、予定どおりに、例えば、先ほどの可視化とかそういうことが実現できて、裁判員の方々に非常にわかりやすいような裁判ができるようになるかどうか、ということについては非常に不安も持っております。そういうことのないように全力をこれからも挙げていきます。

石村副理事長 それでは、最後に大谷事務総長から。

大谷最高裁事務総長 この裁判員制度を成功させるには、やはり活発な公判活動というのが不可欠になってまいります。そういう意味では、検察官にも、また弁護士会にも、

それに対する取り組み、あるいは体制の整備ということをお願いしております、そういう意味では、三者の協力ということが得られております。いろいろな準備に当たっても、三者協力してやっております。

これまで法曹三者というのは、いろいろ角を突き合わせることも少なくなかったんですけども、こと裁判員制度については、三者協力して、これを円滑に導入していこうということで頑張っているところでございますので、どうか引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

石村副理事長 熱心なやりとり、ありがとうございました。予定の時間を30分近くも過ぎましたので、きょうの会見はこれにて終了させていただきます。

法曹三者と一緒に会見したのは、これが初めてのケースですが、今回1回だけに終わらせるのではなく、来年以降もぜひこうした会見を定着させ、司法と国民の距離をより近いものにされるようお願いして、きょうの会見を終了したいと思います。ご協力、ありがとうございました。

(文責・編集部)